

第17回 定時株主総会 招集ご通知



日 時：2021年3月29日(月曜日)午前10時

受付開始 午前9時30分

場 所：ホテル ルポール麹町 (麹町会館)

2階「サファイアの間」

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

決 議 事 項

議 案 取締役1名選任の件

目 次

● 招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	4
● 事業報告	6
● 連結計算書類・計算書類	24
● 監査報告書	28

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面（郵送）により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）での議決権行使期限：

2021年3月26日(金曜日)午後6時30分到着分まで

r a k u m o 株式会社

(証券コード 4060)

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目2番地
r a k u m o 株 式 会 社
代表取締役社長 御手洗 大 祐

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月26日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月29日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町（麹町会館）2階「サファイアの間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第17期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://investor.rakumo.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://investor.rakumo.com/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染リスクに伴う株主様へのお願い及び当社の対応

新型コロナウイルス感染防止対応につき、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強く推奨申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

<来場される株主様へのお願い>

- ・マスクの持参・着用でのご来場をお願いいたします。また、会場内ではマスクの常時着用をお願いいたします。
- ・会場受付にて、アルコール消毒液による手指の消毒と、非接触型体温計による検温のご協力をお願いいたします。
- ・検温により37.5度以上の発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様、アルコール消毒液のご利用やマスクの常時着用をしていただけない株主様には、総会会場での感染拡大リスクを低減するために、ご入場のお断りや、ご退場をお願いする場合がございます。
- ・会場内の株主席は間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる座席数に限りがございます。入場は先着順とさせていただきます。満席となった場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場内にご着席後は、席のご移動はお控えください。
- ・株主総会当日ご出席の株主様へのお土産やお飲み物はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・当日の登壇者、運営スタッフは、検温や体調確認を実施の上、マスクや必要な防護具を着用させていただきます。
- ・当日の運営スタッフは、例年より少ない人数を予定しております。
- ・株主総会の議事は、円滑な進行となる方法を検討し、例年より短縮する予定です。
- ・質疑応答時間の制限、株主様からのご質問回数を制限させていただく場合がございます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://investor.rakumo.com/>) にてお知らせ申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年3月29日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年3月26日（金曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

(印取欄)

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

株主総会参考書類

議 案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役吉川剛史氏は辞任により退任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
樋口理 (1962年10月28日) 【新任】	1985年4月 ソニー株式会社入社 1990年9月 ロータス株式会社(現 日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 1998年9月 株式会社デジタルガレージ入社 1999年6月 株式会社インフォシーク(現 楽天株式会社)入社 2000年4月 株式会社アットマーク・アイティ(現 アイティメディア株式会社)取締役 2000年8月 ジャパン・スタートアップス株式会社 取締役 2005年6月 ティアック株式会社 取締役 2006年5月 アーキタイプ株式会社 取締役 2006年6月 ティアック株式会社 常務取締役 2006年6月 インフォテリア株式会社(現 アステリア株式会社) 取締役 2007年6月 アイティメディア株式会社 監査役 2014年3月 株式会社まぐまぐ 取締役 2018年1月 アーキタイプ株式会社 監査役(現任) 2018年10月 株式会社ローカルフォリオ 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) アーキタイプ株式会社 監査役 株式会社ローカルフォリオ 社外取締役	—

- (注) 1. 樋口理氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 樋口理氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

3. 樋口理氏を社外取締役候補者とした理由は、情報通信業界を中心に各社の取締役及び監査役を歴任されており、その豊富な経験と幅広い見識をもとに当社から独立した立場で、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと判断したためであります。
4. 樋口理氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、2020年9月以降の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。樋口理氏の選任が承認された場合、同氏は被保険者に含まれることとなります。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益は大幅な減少が続き、設備投資も減少するなど、依然として厳しい状況が続いております。先行きについては、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりや、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループが事業展開するソフトウェア業界におきましては、政府が推進する「働き方改革」への取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークや在宅勤務の実施などを背景に、企業の生産性向上や業務効率化、テレワークに関連したシステム投資需要は引き続き拡大が見込まれます。

このような状況の中、当社グループは、「仕事をラクに。オモシロく。」というビジョンのもと、オフィスの生産性向上に貢献すべく、企業向けグループウェア製品「rakumo」の機能強化及び更なる拡販に注力しました。

販売面においては、新型コロナウイルス感染症への対応による国内企業のテレワーク移行や在宅勤務環境整備が継続的に進んだこともあり、大企業も含めた新規案件の獲得や、既存顧客の他サービス追加契約（クロスセル）、ライセンス追加契約等により、収益の拡大につながりました。2020年12月末における当社グループSaaSサービスのユニークユーザー数は416千人、クライアント数は2,005社となりました。

開発面においては、顧客の継続的な満足度向上を目指し、2019年7月にリリースしたクラウド型勤怠管理システム「rakumoキンタイ」も含めた製品の機能追加や改善等を通年にわたり実施した他、オンラインで閲覧可能なヘルプ・導入サポートコンテンツの拡充や、リモートでのサポート体制構築・提供を行うなど、継続的な顧客サポートの構築・提供に尽力しました。

費用面では、上場に伴う各種費用が増加した一方、コスト削減施策による費用の減少や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みの中で、売上原価や営業活動にかかる費

用が想定を下回って推移いたしました。

なお、当社は2020年9月28日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。これまでのステークホルダーの皆さまからのご支援に心から御礼申し上げますとともに、上場会社として相応しい体制整備を行い、更なる事業の成長を通して、株主の皆さまのご期待に応えられるよう努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は822,422千円（前連結会計年度比23.7%増）、営業利益は134,317千円（同446.3%増）、経常利益は113,084千円（同460.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は125,222千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失38,394千円）となりました。

サービス別の状況は次のとおりであります。

（SaaSサービス）

当サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、上期においては大企業を中心に一時的に商談が進捗しなかった案件があったものの、国内企業のテレワーク移行や在宅勤務環境整備に伴い、中小規模顧客からの新規案件獲得が進んだことに加え、既存顧客からの他サービス追加契約（クロスセル）やライセンス追加契約が継続的に発生しました。

また、下期においては大手クライアントへ営業リソースを集中させたこともあり、継続商談となっていた大企業案件も成約に至り、ユニークユーザー数や収益の増加につながりました。

この結果、SaaSサービスの売上高は679,811千円（前連結会計年度比28.4%増）となりました。

（ソリューションサービス）

当サービスにおいては、ライセンスサービスに関する導入支援案件の受注・提供の他、業務支援案件等の受注・提供を行っておりますが、売上高は45,359千円（前連結会計年度比10.5%減）となりました。

なお、当社グループの製品は、直感的に理解でき、幅広いお客様に利用しやすい操作画面やプロセスのデザインにより、原則として導入作業から運用段階まで、導入クライアント様自らが実施していただけるように設計することを主眼に置きながらプロダクト開発をしていることもあり、ライセンスサービスに関する導入支援案件の売上高減少は、当社として目指している方向性と概ね一致しております。

(ITオフショア開発サービス)

当サービスにおいては、既存顧客からのラボ型開発案件が継続的に推移したことに加え、新規顧客からの案件受注により、売上高は97,251千円（前連結会計年度比14.8%増）となりました。

サービス別売上高

サービス区分	第16期 (2019年12月期) (前連結会計年度)		第17期 (2020年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
SaaSサービス	529,461千円	79.6%	679,811千円	82.7%	150,350千円	28.4%
ソリューションサービス	50,690	7.6	45,359	5.5	△5,331	△10.5
ITオフショア開発サービス	84,693	12.7	97,251	11.8	12,558	14.8
合計	664,845	100.0	822,422	100.0	157,577	23.7

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年9月28日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資等により、総額540,243千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高 (千円)	534,035	664,845	822,422
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△14,124	20,195	113,084
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	△8,937	△38,394	125,222
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△5.06	△21.65	31.36
総 資 産 (千円)	458,833	515,122	1,251,044
純 資 産 (千円)	33,324	54,630	717,155
1株当たり純資産 (円)	△105.42	△94.57	129.91

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第15期及び第16期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
4. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年12月期)	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売 上 高 (千円)	261,636	516,570	664,845	822,422
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△19,865	△25,987	7,140	79,513
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△51,269	△26,168	△49,637	92,654
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△18.10	△14.81	△28.00	23.20
総 資 産 (千円)	408,765	444,877	491,317	1,197,606
純 資 産 (千円)	42,616	16,447	26,659	659,557
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	△103.45	△109.00	△100.14	119.48

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 第14期は、決算期変更により2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
RAKUMO COMPANY LIMITED	4,165,600千VND	100.0%	ITオフショア開発

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 既存サービスの強化による顧客満足度の向上と販売の拡大

当社グループの主要サービス「rakumo」が今後も継続的な成長を果たしていくためには、より幅広い業種・業態の顧客に選ばれるとともに、継続的に支持される必要があると考えております。そのためには、当該サービスの優位性となっているユーザビリティ（使いやすさ）の維持・向上が不可欠であると認識しております。

今後も顧客ニーズの変化を迅速に把握し、継続的なユーザー・インターフェースの改善、各種機能強化及び他社製品との連携といった製品機能強化に加え、顧客サポートの品質向上等により、市場優位性の保持に努めてまいります。

② 販売パートナーとのリレーション強化

当社グループは、2010年の「rakumo」サービス提供開始時から販売パートナーとの関係構築を進めており、現在ではGoogle Workspace（旧 G Suite）やSales Cloudを販売する企業を中心に100社以上の販売パートナー等を有しております。これら販売パートナーとの関係は、当社グループのサービス展開上の優位点となっております。

今後も市場拡大が見込まれる中、当社グループが更なる成長を果たしていくためには、販売体制の強化及び知名度の向上が重要であると認識しております。そのため、販売パートナーの新規開拓及び既存パートナーの深耕により、販売体制の強化を図ってまいります。また、販売パートナーがより当社製品を販売しやすくなるよう、展示会やセミナー等を実施するほか、個々の主要販売パートナーに合わせた対応を行ってまいります。

③ 自社販売体制（マーケティング含む）の更なる強化

当社グループは、当社のサービスがGoogle WorkspaceやSales Cloudといったサービスとの連携の中で提供されるという性質上、Google社やsalesforce.com社の顧客に向けたマーケティング・販売施策を主に実施しておりますが、より大きな顧客認知と販売機会の獲得に向けて、現在実施しているインターネットマーケティングやイベント出展のほか、屋外広告等の幅広い顧客に対する認知を獲得できる施策を検討してまいります。

また、これまでに獲得した顧客リード（見込み客）のうち、すぐには商談につながらないリードについては、商談につなげるための対策を十分に実施できておらず販売機会を逃すこともありましたが、マーケティングオートメーションの活用等により、顧客の検討意向を上げる情

報提供を積極的に行ってまいります。

さらに、クレジットカードによるオンライン決済など、インターネット上で顧客自身がサービスの購入手続きが可能となる方法を実現し、より多くの顧客の購入手続きに同時に対応できる、効率的な販売手段の構築を検討してまいります。

④ 継続的な新サービスの提供

当社グループが競争優位性を確保しながら持続的に成長するためには、前述したユーザビリティの向上に加えて、提供するサービスの付加価値を高めることで、高い継続率を確保することが重要であると考えております。当社グループでは付加価値向上のため、HRテック領域(人事分野でのテクノロジー領域)やデータ活用といった新たな提供サービスの開発・展開を推進し、「rakumo」のビジネスインフラとしての価値向上に努めるとともに、収益基盤の強化にも注力してまいります。

⑤ 優秀な人材の継続的な採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。当社グループのビジョン及び事業方針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に引き続き取り組んでまいります。

⑥ 海外事業展開の促進

当社グループでは、日本市場で蓄積した知見・ノウハウを活用し、アジア市場をはじめとした海外市場に積極的に展開を図ることで、当社サービスの他国展開を行うことが事業の一層の発展における重要な要素であると考えております。海外戦略の一環として、当社グループのソフトウェア開発拠点として、ベトナム国ホーチミン市において、子会社のRAKUMO COMPANY LIMITED (ベトナム) が事業を展開しております。今後も、海外における現地法人の設立やパートナーシップを構築することで、海外事業の立ち上げと拡大・成長を目指してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2020年12月31日現在)

当社グループはITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、サービス別の事業内容は以下のとおりであります。

サービス区分	サービス内容
SaaSサービス	企業向けグループウェア製品「rakumo」の開発・販売の他、他社ライセンスの代理店販売を行っております。
ソリューションサービス	当社及び他社SaaSサービスの導入支援や業務支援等のソリューションサービスに加え、ライセンスサービスに関連した他社ハードウェアの販売等を行っております。
ITオフショア開発サービス	ラボ型のシステム開発をメインとしたITオフショア開発を行っております。

(6) **主要な事業所** (2020年12月31日現在)

① 当社

本社：東京都千代田区

② 子会社

RAKUMO COMPANY LIMITED 本社：ベトナム国ホーチミン市

(7) **従業員の状況** (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
93 (5) 名	7名増 (2名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー・アルバイト) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45 (4) 名	2名増 (1名増)	36.1歳	4.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー・アルバイト) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	50,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	18,346
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	16,640

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年9月28日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,520,400株 |
| ③ 株主数 | 5,596名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
御 手 洗 大 祐	929,100株	16.83%
田 近 泰 治	526,500	9.53
株 式 会 社 創 世	377,000	6.82
アイ・マーキュリーキャピタル株式会社	370,300	6.70
株 式 会 社 S B I 証 券	283,400	5.13
楽 天 証 券 株 式 会 社	211,300	3.82
H E N N G E 株 式 会 社	176,700	3.20
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	96,100	1.74
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	77,500	1.40
M I Cイノベーション4号投資事業有限責任組合	68,000	1.23

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- イ. 2020年5月22日付で、A種優先株主の株主取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式の全てについて、2020年5月15日開催の取締役会決議により、2020年5月22日付で消却しております。
- ロ. 2020年5月25日開催の臨時株主総会により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
- ハ. 2020年6月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は14,850,000株増加し、15,000,000株となり、発行済株式の総数は4,976,235株増加し、5,026,500株となっております。
- ニ. 東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、2020年9月25日を払込期日とする公募増資により266,400株の新株式を発行しております。
- ホ. 2020年10月28日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が198,900株増加しております。
- ヘ. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数が28,600株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年10月18日	2019年3月13日
新 株 予 約 権 の 数		460個	800個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 46,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 18,000円 (1株当たり 180円)	新株予約権1個当たり 19,000円 (1株当たり 190円)
権 利 行 使 期 間		2019年10月19日から 2027年10月18日まで	2021年3月14日から 2029年3月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 460個 目的となる株式数 46,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 2名 (注) 3

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることとする。
- (2) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
- ① 上場日から1年以内 40%
 - ② 上場日から2年以内 70%
 - ③ 上場日から2年後の日以降 100%
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 上記のうち、取締役2名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
4. 2020年6月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2017年12月13日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第 5 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 総 数	555個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 55,500株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき 180円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2017年12月20日から2024年12月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 資本金 4,995,000円 2. 資本準備金 4,995,000円
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	－
割 当 先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を株式会社日本政策金融公庫に割当てた

- (注) 1. 2020年6月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 株式会社日本政策金融公庫は当社代表取締役である御手洗大祐氏との間で、同公庫が所有する当社新株予約権555個（新株予約権の目的となる株式の数55,500株）の譲渡に関して、2020年5月27日付で売買予約契約を締結、2020年9月30日に譲渡が完了しております。なお、同新株予約権の譲渡価額は、59,385千円となります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	御 手 洗 大 祐	C E O
取 締 役	田 近 泰 治	C T O
取 締 役	川 元 久 海 子	C O O
取 締 役	西 村 雄 也	C F O 経 営 管 理 部 長
取 締 役	吉 川 剛 史	株 式 会 社 Y's R e s o n a n c e 代 表 取 締 役 社 長
常 勤 監 査 役	秦 美 佐 子	公 認 会 計 士 秦 美 佐 子 事 務 所 所 長
監 査 役	野 口 誉 成	株 式 会 社 C A R T A H O L D I N G S 常 勤 監 査 役 株 式 会 社 ピ ー シ ー デ ポ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 監 査 役
監 査 役	江 嶋 孝 二	北 浜 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー

- (注) 1. 取締役吉川剛史氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役秦美佐子氏、監査役野口誉成氏及び江嶋孝二氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役秦美佐子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役江嶋孝二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2021年1月1日付で取締役川元久海子氏が、(取締役COO兼)営業部長に就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 常勤監査役秦美佐子氏の戸籍上の氏名は、小野美佐子であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、2020年9月以降の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	49,050千円 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	6,990 (6,990)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	56,040 (9,390)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2020年5月25日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2020年5月25日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役吉川剛史氏は、株式会社Y's Resonanceの代表取締役社長であります。当社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役秦美佐子氏は、公認会計士秦美佐子事務所の所長であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役野口誉成氏は、株式会社CARTA HOLDINGSの常勤監査役及び株式会社ピーシーデポコーポレーションの監査役であります。両社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役江嶋孝二氏は、北浜法律事務所のパートナーであります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 吉川剛史	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、情報通信業界での豊富な経験や、企業経営者としての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 秦美佐子	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会（監査役協議会含む）14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 野口誉成	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会（監査役協議会含む）14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、内部監査における経験や、他社監査役として豊富な知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 江嶋孝二	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会（監査役協議会含む）14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の連結子会社であるRAKUMO COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、非監査業務として、新規上場に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当社は現在、成長過程にあると考えており、事業の効率化と事業拡大のための投資等に内部留保資金を充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、今後の事業展開及び財務基盤強化のために必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、今後の経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当についても検討してまいります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,107,709	流動負債	457,757
現金及び預金	1,037,860	買掛金	21,926
売掛金	33,530	1年内返済予定の長期借入金	20,004
仕掛品	1,043	未払法人税等	15,326
貯蔵品	167	前受収益	329,117
その他	35,107	賞与引当金	3,448
固定資産	143,334	その他	67,935
有形固定資産	23,089	固定負債	76,130
建物附属設備	20,712	長期借入金	64,982
工具、器具及び備品	2,376	資産除去債務	10,173
無形固定資産	75,004	その他	975
ソフトウェア	66,518	負債合計	533,888
ソフトウェア仮勘定	8,486	(純資産の部)	
投資その他の資産	45,240	株主資本	720,600
繰延税金資産	18,558	資本金	369,121
その他	26,682	資本剰余金	329,971
		利益剰余金	21,507
		その他の包括利益累計額	△3,444
		為替換算調整勘定	△3,444
		純資産合計	717,155
資産合計	1,251,044	負債純資産合計	1,251,044

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		822,422
売 上 原 価		341,745
売 上 総 利 益		480,677
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		346,359
営 業 利 益		134,317
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
そ の 他	3	51
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,426	
株 式 交 付 費	9,327	
上 場 関 連 費 用	9,345	
そ の 他	185	21,284
経 常 利 益		113,084
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		113,084
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,904	
法 人 税 等 調 整 額	△21,042	△12,137
当 期 純 利 益		125,222
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		125,222

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,048,334	流動負債	463,402
現金及び預金	980,497	買掛金	31,084
売掛金	33,530	1年内返済予定の長期借入金	20,004
貯蔵品	167	未払金	14,519
前払費用	32,011	未払費用	8,527
その他	2,128	未払法人税等	15,326
固定資産	149,271	預り金	4,704
有形固定資産	21,339	前受収益	329,117
建物附属設備	20,712	賞与引当金	3,448
工具、器具及び備品	626	その他	36,670
無形固定資産	74,949	固定負債	74,646
ソフトウェア	66,462	長期借入金	64,982
ソフトウェア仮勘定	8,486	資産除去債務	8,688
投資その他の資産	52,982	その他	975
関係会社株式	9,880	負債合計	538,048
敷金	23,918	(純資産の部)	
繰延税金資産	18,484	株主資本	659,557
その他	700	資本金	369,121
		資本剰余金	329,971
		資本準備金	299,971
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	△39,535
		その他利益剰余金	△39,535
		繰越利益剰余金	△39,535
資産合計	1,197,606	純資産合計	659,557
		負債純資産合計	1,197,606

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	822,422
売 上 原 価	390,906
売 上 総 利 益	431,516
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	330,843
営 業 利 益	100,672
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	7
そ の 他	3
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,426
株 式 交 付 費	9,327
上 場 関 連 費 用	9,345
そ の 他	71
経 常 利 益	79,513
税 引 前 当 期 純 利 益	79,513
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,887
法 人 税 等 調 整 額	△21,029
当 期 純 利 益	92,654

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

rakumo株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	小野	英樹 ㊞
業務執行社員 指定有限責任 社員	公認会計士	瀧野	恭司 ㊞
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、rakumo株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、rakumo株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

rakumo株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	小野	英樹	Ⓔ
業務執行社員				
指定有限責任 社員	公認会計士	瀧野	恭司	Ⓔ
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、rakumo株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び会計監査人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

r a k u m o 株式会社	監査役会
常勤社外監査役 秦	美佐子 ㊟
社外監査役 野 □	誉 成 ㊟
社外監査役 江 鳩	孝 二 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルポール麹町（麹町会館）
2階「サファイアの間」

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

TEL (03) 3265-5365



◎地下鉄 有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分

◎地下鉄 有楽町線・半蔵門線「永田町駅」5番出口より徒歩5分

◎地下鉄 南北線「永田町駅」9a番出口より徒歩5分